

飼養衛生管理基準の見直しについて（案）

令和 7 年 7 月 3 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- （１）「飼養衛生管理基準」は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づき、政令で定める家畜について、飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準として定めるもの。
- （２）本基準は、最新の科学的知見及び国内外の動向を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて改正することとされている。
- （３）現行の基準が令和3年10月1日に施行されて以降、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱が毎年発生しているが、特に高病原性鳥インフルエンザについては、過去に発生があった農場での再発生、大規模農場での発生、家きん飼養農場が密集する地域での連続発生などが確認される中、発生農場における疫学調査等を踏まえた専門家の議論において、対策の必要性が指摘されている。
- （４）また、エミューについて、近年飼養数が増加し、我が国畜産業に一定程度定着してきており、鶏等と同様に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性を有することから、感染時の影響の懸念が高まっているところ。
- （５）他方、基準の項目が多く、確認が煩雑になっているといった意見が指導の現場

から寄せられているところ。

(6) これらのことから、飼養衛生管理基準に所要の改正を行う。

2 変更の方針（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊、豚及びいのしし並びに馬

- ① 分割管理に取り組む場合の対応を追記（牛等及び豚等）
- ② 重複・類似する項目の統廃合等の項目の整理

(2) 商用出荷を行わない小規模農場において飼養される家畜

一般的な商用農場とは飼養形態が異なる小規模飼養農場については、飼養衛生管理基準を適用することがなじまない場合がある。

このため、比較的他の農場に疾病を伝播するリスクが低いと考えられる生産物の出荷がない非商用農場について、自らが飼養する家畜の感染予防及び疾病の早期発見・早期通報に資する基本的な事項を項目とする新たな基準を設定する。

3 今後のスケジュール（案）

(1) 都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。

(2) 牛豚等疾病小委員会及び(1)の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、速やかに改正（9月下旬目途）を行う。